

## 令和6年 滑川町農業委員会 第1回総会 議事録

召集月日	令和6年1月17日(水)				
開 会	令和6年1月25日(木) 午前9時30分				
閉 会	令和6年1月25日(木) 午前10時20分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	6番	田幡只夫	7番	贅田基司	

## 第 1 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 1 号	法令遵守の申し合わせ決議について
日程第 3	議案第 2 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 3 号	統合調査（利用状況調査・荒廃農地調査）の 集計結果について
日程第 5	議案第 4 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移 動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和6年第1回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年度第1回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第1回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号6番田幡委員、議席番号7番贅田委員をお願い致します。

なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第1号「法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご説明いたします。議案書は1頁、議案第1号資料と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。皆様もすでにご存じのとおり、農業委員会は農業者の公的な代表機関であり、法令遵守による公正、公平な職務遂行ならびに農地制度の適正執行を実現する責務を負っています。しかし令和元年度においては不祥事の多発から農林水産省より綱紀粛正に関して同年度内に2度通知されるという事態も生じました。これを受けて、全国農業会議所を通じて各農業委員会において、毎年1回「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を徹底するため、決議をして頂きたいと通知が出されております。年初めの最初の議案になりますが、今年一年の滑川町農業委員会の適正な運営を意識していく為に、決議書の内容を一通り読み上げてさせていただき、その内容につきまして、改めて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様承認決議を頂きたく、事務局から議案上程をさせて頂くものです。宜しくお願い致します。

議 長 ただいま事務局から本議案の趣旨について、ご説明いただきました。それでは決議案を読上げたいと思いますが、この読み上げを事務局にお願いしたいと思います。宜しくお願いいたします。

事務局 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地

利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和6年1月25日滑川町農業委員会 以上です。

議長 これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、本議案について決議することに承認の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第1号については、承認決議となりました。滑川町農業委員会での申し合わせ事項ですので、今後も遵守いただくようお願いいたします。

以上で、議案第1号を終わります。日程第2は以上になります。

議長 日程第3、議案第2号「農地法第5条について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願いします。番号4、番号5については、合わせての説明ならびに、一括での審議としたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。なお、番号5につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」に該当する委員がおられますので、該当委員についてはご退席をおねがいします。

議案第2号ですが、諸事情がありまして、2番から始めたいと思います。

事務局 事務局より議案第2号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は6件、18,700.93㎡の転用申請が審査対象となります。それでは番号2を説明させていただきます。議

案書は2頁、図面は議案第2号資料2-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、47㎡になります。なお、事業計画地は宅地を含めると、1,733.33㎡となります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇×××号室、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権20年を設定し、昭和20年頃から利用している住宅の進入路部分について、住宅を建替えるにあたり引き続き利用することを認めていただきたいという追認の申請ならびに現状の進入路の幅を一部広げたいという敷地拡張の申請となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4班班長9番赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。今回4班は、6件の申請案件がありまして、1月20日土曜日8時から農業委員4名農地利用最適化推進委員2名で順次申請地の現地を確認いたしました。申請地の位置は〇〇〇の入り口を左折しまして、約×××km先の〇〇〇のところの信号を右折しまして、約×××m先を右に入って、×××m程度の先の右側のところがございます。申請の内容は、住宅建て替えのため以前から使っていた入り口部分を転用して、進入路として利用したいというものでございます。申請の理由につきましては、理由書と始末書に基づきまして説明いたします。今回、農地転用の許可を申請いたします。上記土地および×××番×××において、一戸建て住宅の建て替え計画をしております。現在、私は持ち家がなく、〇〇〇の方でアパートにて生活しておりますが、子供も大きくなり、手狭になってきたこともあり、持ち家を持ちたい

と思い賃貸住宅やマンション購入も含め検討していたところ、父の所有する上記×××番×××の土地に、建ててはどうかという提案がありましたので、元々建っております母屋の老朽化も進んでいることから、今回の建て替えの計画に至っております。建て替えの計画で土地利用の検討のため、父が所有します周囲の土地の地目を確認したところ、当初より進入路として使っていた部分の地目が畑であることがわかり、農地を転用しなければ接道を確保できないため、一部分筆し、農地転用許可申請をすることになり、今回の申請に至っております。それから進入路の幅について、道路と高低差のある土地であるため、立て替える家屋前までトラックや木々を選定する造園業者の車両を乗り入れなければ、荷物受け取りや剪定作業が困難な状況であるため、敷地内までトラックが乗り入れできるように想定していますと地形も悪く、高低差もあることから、トラック等が進入するのに支障があるため、最低限必要な幅で計画しますと、4m程度になります。建て替えの後は、私と妻子供2人、計4人で住む予定です。以上の状況ですが、上記の事情をご理解いただき、何卒よろしくごお願い申し上げます。それから始末書の方も添付されておりますので、こちらも読み上げます。今回、農地転用の許可を申請いたします農地において、私の祖父が、農地法施行以前の昭和20年頃から、一部を進入路として使っていたことがわかりました。現在も進入路として使っており、車両が通れるように畑の一部が土間コンクリートになっていますが、土地が傾斜していますので、建築工事に工事車両の通行が困難になるため土に戻すことが難しい状況です。やむを得ず現況の形態での申請となりますが、今後はこのようなことがないよう十分注意してまいりますので、何卒よろしくご願ひいたします。こういった内容の始末書も添付されております。今回の申請については昭和20年頃から使用しております、住宅の建て替えに伴い、進入路の幅を拡幅して、引き続き認めていただきたいという内容でございます。申請書には、住宅建築に係る設計書、資金計画書道路側溝接続工事許可書、それから、農用地区域外証明等も

添付されておりました、確認をしております。本申請につきましては、農地法の施行以前から使用している進入路を住宅建て替えに伴いまして、拡幅して、引き続き利用したいというものであります。従いまして本案件については、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区担当推進委員の□□□です。ただいま担当委員さんから詳しい説明がありましたが、これの件に関しては特に問題はないと思われまますので、どうか御審議のほどよろしく願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号2については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号2を終わります。

赤沼委員より早退の願いが出ております。退室をお願いします。

議 長 続きまして議案第2号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第2号資料1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○×××番×××、畑、農振区域外の農地、300㎡、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、6.93㎡合計2筆、306.93㎡になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請



人ですが譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番地×××〇〇〇×××、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅の建築ならびに道路後退用地として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 4班、13番金井です。班長が所要で帰りましたので、代わりに発表させていただきます。先ほどの班長の説明と同じように、1月20日の午前8時より、農業委員4名、推進委員2名、計6名にて現地調査を行いました。担当の、私が現地調査報告をさせていただきます。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をいたします。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、次の信号を右折し、×××mほど進んだところを左折し、×××mほど入った左側になります。申請者は〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇のアパートにお住まいの□□□さんです。申請内容としては、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。申請の理由としては、現在婚約しており、結婚を機に、アパートでは手狭になるため自己用住宅を建築したく、候補地を複数箇所探し、検討した結果、本申請地が子供の環境、婚約者の実家に近いなど、最適と思われて購入することとし、許可の申請をしたとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、周囲は西側が道路北側住宅東側譲渡人の休耕中になっている畑で、南側は先月にご審議いただいた案件の土地となっています。境界用の測量杭も確認できています。添付書類として、土地利用計画図、建築計画図、資金計画書、工事見積書、開発行為許可申請書、同意書、委任状などがあります。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。本申請地は現在休耕され保

全管理されています。また、〇〇〇からも近く、かなり宅地化が進んでいるところでございます。現在のところ、周辺農地への影響はないと思われま。本申請に関する意見は以上になります。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第2号番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で番号1を終わります。

議 長 続きまして議案第2番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号3を説明させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第2号資料3-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、299㎡になります。なお、事業計画地は宅地を含めると、303.45㎡となります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅敷地として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

4 番 4班 13番金井です。班長の代わりとして、まず、報告します。1月20日午前8時より、農業委員4名推進員2名、計6名にて現地調査を行いました。担当である私が、現地調査報告をいたします。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をいたします。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を右折し〇〇〇の手前を右折し、坂を下る方向に×××mほど行ったところの左側になります。申請者は、〇〇〇市〇〇〇のアパートにお住まいの□□□さんです。申請内容としては、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。申請の理由としては、現在賃貸アパートに妻と2人で住んでおり、将来家族が増えると手狭になるため、自己用住宅を建築したく、候補地を複数箇所探し、検討した結果、本申請地が妻の職場復帰時に職場に近いなど、最適と思われて購入することとし、許可の申請をしたとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、東側が道路、北側と西側が水路を隔てた畑、南側住宅となっています。境界杭も確認できています。添付書類として、土地利用計画図、建築計画図、資金計画書、工事見積書、開発行為許可申請書、同意書、委任状などがあります。審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。本申請地は、〇〇〇以南で近年、宅地化が進んできているところです。また、農地は休耕され、保全管理されています。周辺にはまだ農地が点在していますが、ここに計画通り住宅が建築されても、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われます。本申請に関する意見は以上になります。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第2号番号3については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号3を終わります。

議長 続きまして議案第2号番号4・5は関連がありますので一括で事務局より説明をお願いします。

事務局 番号4を説明させていただきます。議案書は2頁から3頁、図面は議案第2号資料4-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号4、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、1,718 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、2,548 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、307 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、561 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、279 m<sup>2</sup>、合計5筆、5,413 m<sup>2</sup>です。全て農振区域外の農地となります。なお、事業計画地は払下道路を含めると、5,490 m<sup>2</sup>となります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様、○○○×××番地×××、□□□様、○○○×××番地×××、□□□様、○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は東京都○○○区○○○×××丁目×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を建設するため、転用したいというものです。

続きまして番号5を説明させていただきます。議案書は3頁から5頁、図面は議案第2号資料5-①から⑥と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号5、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、145 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、田、425 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、206 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、1,206 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、113 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、285 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、142 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、818 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、498 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、1,020 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、735 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、869 m<sup>2</sup>、

×××番×××、畑、471 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、681 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、883 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、132 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、1,156 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、210 m<sup>2</sup>、×××番×××、田、281 m<sup>2</sup>、合計 19 筆、10,276 m<sup>2</sup>です。全て農振区域外の農地となります。なお、事業計画地は山林を含めると、10,553 m<sup>2</sup>となります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、宮島一男様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様、〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は番号4と同じ東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権移転ならびに地上権 20 年を設定し、太陽光発電施設を建設するため、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。該当委員の退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 4班 13 番金井です。班長に代わって、まず 1月 20 日農業委員 4 名推進員 2 名にて、現地調査を行いました。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査報告をいたします。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を右折し、×××m ほど行ったところを、さらに右折し、道なりに進んだ先の T 字路をもう一度右折して、×××m ほど進んだ左側になります。申請者は、〇〇〇都〇〇〇区〇〇〇のビル×××階にある株式会社□□□代表取締役の□□□さんです。申請内容としては、申請地を

売買による所有権の移転を行い、太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請の理由としては、太陽光発電は、国の後押しもあり、エネルギー資源の供給安定化、温暖化や環境汚染などの問題か対策に貢献できないものかと考え、2012年から事業を開始しました。関東近県を対象に、埼玉県内では、〇〇〇市や〇〇〇市などにおいても展開しています。町内においては、他の候補地も検討したが、太陽光反対や営農中のため、土地の確保ができなかったこととのことです。申請地については、地権者様方との交渉が整い、計画の規模や日当たりの観点からも敵地であるとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の田や畑で5年以上耕作されておらず、数年前まで草刈りもされずの耕作放棄地になっていました。昨年あたりから、本計画の見込みが立ったものと思われ、保全管理が実施されています。周囲については、休耕中の方々と耕作中の畑がありますが、同意は得られています計画の内容については発電パネルが1800枚余りで、設備の計画出力が、450kWとなっており、発電した電力は東京電力に売電するとのことです。土地の造成については、埋蔵文化財の保護を目的とした盛土を実施した上で、周囲は雨水を溜めて浸透するまでの小堤30センチ程度が予定され、芝生吹き付けを行う予定とのことです。現地調査当日の立会者の話では、説明会での要望を取り入れて、東側の一部に目隠し用の植栽も実施するとのことでした。なお、別情報として、説明会が実施されたのは、平日の午後5時半からで、参加者は16人だったとのことです。添付書類として、全ての譲渡人本人確認書、株式会社の定款、土地利用計画図、雨水対策施設関連書類、造成計画関連書類、資金計画書、工事見積書、経産省の計画認定通知書類、東電への売電関連書類、発電設備の仕様書、各種事業計画の概要書類、農地農振地域の除外証明、道路工事関連書類、同意書、委任状、意思確認書などがあります。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。申請地は、〇〇〇以南で現

在休耕され、保全管理されています。周辺には農地があります。ほとんど保全管理され耕作されている農地は見当たりませんでした。ここに計画通り太陽光発電設備ができて、現在のところ問題はないと思われま。本申請に関する意見は以上になります、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件は4番5番が全く同じなので両方についてのご質問ありましたら挙手をお願いいたします。それでは無いようですので、今回議案第2号の4番、5番を一括して内容で申請通り許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第2号番号4・5については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。該当委員さんは入室ください。

(該当委員復席)

議 長 以上で、番号4・5を終わりにします。

議 長 続きまして議案第2号番号6を事務局より説明をお願いします。  
事務局 番号6を説明させて頂きます。議案書は5頁、図面は議案第2号資料6-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号6、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、1,764㎡、×××番×××、畑、96㎡、×××番×××、畑、499㎡合計3筆2,359㎡になります。全て農振区域外の農地となります。なお、事業計画地は宅地を含めると、2,890.84㎡となります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号、□□□様、〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番地×××、□□□様、〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇×××□□□様です。譲受人は東京都〇〇〇市〇〇〇××

×丁目×××番×××号、□□□株式会社、代表取締役□□□様  
です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅8  
棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しく  
お願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。  
この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 4班 13 番金井です。1月20日同じく農業委員4名、推進委員  
2名計6名にて現地調査を行いました。同じく現地調査報告をいた  
します。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告申請場所につ  
きましては、〇〇〇の信号から南に向かい、次の信号を右折し、  
×××mほど進んだところを左折し、×××mほど進んだ左側にな  
ります。申請者は東京都〇〇〇市〇〇〇にある□□□株式会社の  
代表取締役□□□さんです。申請内容としては、申請地を譲り  
受け、分譲住宅8棟を建設し、建築したいとのことです。申請理  
由としては、他の敷地も検討したが、申請地は、給排水設備も整  
っており、住宅を建築居住するにあたり、環境が良いことから決  
めたとのことです。調査した結果、対象地は栗畑で、一部は休耕  
中です周囲は北側が道路、東側は畑、南側住宅、西側は住宅と畑  
で、畑部分を進入路にする計画となっています。調査時点では、  
安全のためか周囲に柵が設置され、立ち入り禁止の立て札もあ  
りました。草刈りがされておらず、進入路の計画ラインとして、  
テープが貼ってありました。境界杭はなんとか確認できました。添  
付書類として□□□株式会社の履歴事項証明書、土地の全部事項  
証明書、土地利用計画図、造成計画図、建築計画図、資金計画書、  
工事見積書、農振区域外証明、開発行為同意書、滑川町との協議  
書、開発行為許可申請書、委任状などがあります。審議のほどよ  
ろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。本申請地は〇〇〇からも近  
く、現在、保全管理されています。栗畑も一部ございますが、し



っかり管理されています。申請地は、〇〇〇以南で現在休耕され、保全管理されています。この辺はかなり宅地化が進んでいるところでもあり、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われま  
す。本申請に関する意見は以上になります、よろしくご審議をお願い  
します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さん  
から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この  
件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします  
す。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にする  
ことに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 2 号番号 6 については、許可  
相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。議案第 2 号  
は以上で終わります。

議 長 日程第 4 議案第 3 号、統合調査の集計結果についてを議題とい  
たします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「統合調査(利用状況調査・荒廃農地調査)の集計結  
果について」を説明致します。議案書の 6 頁、議案第 3 号資料を  
お手元にご用意下さい。それでは説明致します。令和 3 年度より、  
農業委員会が行っていた「利用状況調査」と、農政部局と農業委  
員会が協力して行っていた「荒廃農地調査」が統合され、一筆ご  
との状況整理を明確に行う統合調査となりました。現在、農業委  
員会の必須業務に「農地利用の最適化」が加わり、農地状況の整  
理、土地所有者や耕作者の意向の把握、担い手への集積・集約の  
推進などが挙げられます。これらをより効果的・効率的に進める  
ために、地域の状況に合わせた遊休農地の解消方法の検討、発生  
要因の分析などの必要性から、今回の調査結果について皆様にご  
報告させていただきます。まず管内の農地面積をご確認ください。  
現在の農地面積が 8,059,977 m<sup>2</sup>となっており、昨年度の調査時期  
における農地面積から 119,934 m<sup>2</sup>の減少となります。次に遊休農

地の面積ですが、A は比較的軽い遊休農地、B は中程度の遊休農地、D は特殊で遊休化の理由が耕作者不明等の農地として分類されます。皆様の調査結果を基に、今年度の A・B・D 合計面積 1,129,966 m<sup>2</sup>を比較した結果、昨年度より 68,862 m<sup>2</sup>の減少が見受けられました。次に C は周辺農地に比べて生産力が低い農地となりますが、これについては町内に見受けられないとしております。最後に非農地対象農地ですが、これは遊休というレベルではなく、荒廃状況がかなり進み、すでに農地としての機能を有していない、農地としての再生が困難な農地と定義されています。今年度は 234,606 m<sup>2</sup>と昨年度より 4,614 m<sup>2</sup>増加したことになります。これらをふまえ町内の農地状況を大まかに整理すると約 83%が農地利用されており、5%が軽度の遊休農地、9%が中程度の遊休農地、3%が重度で非農地対象となる農地という事になります。なお遊休農地解消面積のみを抽出すると、64,249 m<sup>2</sup>となります。これは農地パトロールの強化、転用、保全管理等の再開、担い手への集積による営農再開などによるものと思われます。以上が集計結果になります。こちらの調査結果については、暫定値でありこの後県等と調整し、確定値を出すこととなりますが、その部分について変更が生じる場合は事務局で調整を図りたいと思いますので、ご了承頂けると助かります。また調査結果に基づく意向調査については、最適化推進連絡会で改めて説明をさせて頂きたいと考えております。以上で議案 3 号の説明とさせて頂きます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、本議案について承認することに決定いたします。日程第 4、議案第 3 号は以上になります。

議長 日程第5、議案第4号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第4号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の7頁、議案第4号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、5,226.01㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号1、所在地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、1,176㎡外7筆、合計5,226.01㎡になります。位置については議案第4号資料をご確認ください。届出者ですが○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようなので議案第4号の質疑を終了致します。日程第5は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和6年第1回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、閉会の挨拶を神田職務代理にお願いいたします。

職務代理 何かとお忙しい中ご出席をいただき、慎重審議をありがとうございました。令和6年第1回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会長 どうもありがとうございました。



本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年2月26日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 田 幡 只 夫

署名委員 贅 田 基 司